

「浄化槽設置届出書」又は「浄化槽審査書」の添付図書

(鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第3章 第1節 2添付図書 より)

- 浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に添付する図書は、次のとおりとする。ただし、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に必要な事項を記入できる図書については、添付を要しない。

(1) 工場生産浄化槽

- ア 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- イ 処理対象人員の計算書
- ウ 日平均汚水量の計算書
- エ 浄化槽の周囲を鉄筋コンクリート造り等の構造物で確保する場合は、その構造図及び構造計算書
- オ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- カ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が 1 m^2 につき 50 kN を超える場合は、原則として提出)

(2) 現場打浄化槽

- ア 処理対象人員の計算書
- イ 日平均汚水量の計算書
- ウ 有効容量計算書及び設計容量計算書
- エ 構造計算書
- オ 主な設備及び各機器の仕様書(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- カ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- キ 構造図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ク 送風機室の平面図、断面図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ケ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- コ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が 1 m^2 につき 50 kN を超える場合は、原則として提出)
- サ 建築基準法第68条の26の規定により、構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものについては、オ～クの県土木部建築課の審査済印の押印に替えて当該認定書の写し